

年金生活者支援 給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

▶対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方

・65歳以上である

・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている

・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が約472万円以下である

▶請求手続き

○新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象となる方には、日本年金機構から9月初旬頃から請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

○年金を受給し始める方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください（口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはなりません）。

☎ 給付金専用ダイヤル（☎ 0570 - 05 - 4092）、土浦年金事務所（☎ 029 - 825 - 1170）

窓口までお越しください。今回の調査は事業計画状況を把握し国へ報告することを目的としています。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3104）

環境にやさしい農業に 取り組みませんか

環境保全型農業直接支払交付金事業では、農業生産に由来する環境負荷の軽減を図り、地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い農業生産活動を支援するとともに、農業の持続的な発展と農業の有する多くの多面的機能の発揮を推進しています。化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減に取り組む営農組織が支援の対象です。

詳しくは産業経済課までお問い合わせいただくか、農林水産省ホームページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3105）

多面的機能支払交付金事業に 取り組みませんか

多面的機能支払交付金事業は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。具体的には、農業者や地域住民により設立された活動組織が、水田や畑の農地維持や資源向上のために草刈りや水路の泥上げ、農道などの施設の軽微な補修に取り組む活動を支援します。現在、市内では22組織が本事業に取り組んでいます。

詳しくは産業経済課までお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3105）

農業経営規模の 拡大を目指す方へ

国では、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を推進するため、農業経営規模の拡大を目指す農業者に対して、畦畔除去や暗渠排水設置などを行う場合、その規模に応じて補助金を交付する農地耕作条件改善事業を実施しています。このたび、令和5年度に事業実施を予定している方のうち、次に該当する方は事業計画状況などを把握するため産業経済課にお知らせください。

▶対象事業：田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫

▶対象者：認定農業者、認定新規就農者および人・農地プランに位置付けられている中心経営体

▶対象要件

○対象事業を自らが施工すること（委託は不可）

○現況地目が「田」または「畑」であり、かつ市内農業振興地域農用地区域内の農地であること

○事業実施後8年間は転用しないこと（8年以内に転用した場合には、転用した面積分の補助金を返還していただきます）

○事業を実施する方が耕作予定の農地であること（原則、自作地や中間管理機構へ貸付を行っている農地は対象外となります）

○実施農地を令和5年度内に農地中間管理機構に貸付すること

※既に農地中間管理機構へ貸付を行っている農地は補助対象外となります。

▶受付期間：10月3日（月）～28日（金）午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日を除く

※事業計画のある方は、調査書作成のため聞き取りを行いますので、産業経済課

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント